

# 都市計画法第53条第1項について(建築の許可)

(建築の許可)

**第53条** 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

1. 政令で定める軽易な行為
  2. 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
  3. 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
  4. 第11条第3項後段の規定により離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度が定められている都市計画施設の区域内において行う行為であつて、当該離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度に適合するもの
  5. 第12条の11に規定する都市計画施設である道路の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域内において行う行為であつて、当該都市計画施設である道路を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるもの
- 2 (省略)  
3 (省略)

都市計画で定められた道路や公園、土地区画整理事業等の区域内において建築物を建築しようとする場合は、都市計画法第53条第1項の規定により、市長の許可が必要です。(志木市は埼玉県から権限移譲されています。)

## 1 志木市内で上記の許可が必要となる区域・場所

(1)【都市計画道路】	3・4・1久保秋ヶ瀬線	W=18m
	3・4・5昭和通小学校線	W=16m
	3・5・8宗岡志木環状線	W=12m
	3・4・8黒目川通線(朝霞都市計画)	W=18m
(2)【区画整理事業】	富士前田子山土地区画整理事業区域	14.64ha
	西原特定土地区画整理事業	0.4ha

## 2 申請に必要な書類

申請書(正・副2部)  
必要に応じて、①～⑥の書類等を添付すること

- ①位置図
- ②配置図
- ③平面図
- ④断面図(2面以上)
- ⑤委任状(代理人申請の場合)
- ⑥公図の写し(上記(1)の申請の場合)

## 3 許可書受領時に必要な書類

なし ※ 誓約書及び印鑑証明書は提出不要となりました。  
(平成31年4月1日より変更)

## 4 許可となる建築物の階数・構造等

階数	3階まで建築可能
地階	地階を有しないこと
構造	木造・鉄骨造・コンクリートブロック造等で、容易に移転し、又は除却することができるものであること

## 5 許可条件

### (1)都市計画道路等の区域

- ① 事業施行者が移転を命じた場合は、3箇月以内にその物件を完全に事業地外に撤去すること。
- ② この許可の時点における都市計画施設の区域の境界線について、再度実施調査をした場合は、当該実施調査により確定する。

### (2)区画整理事業の区域

- ① 区画整理施行上支障のある場合は、事業施行者の指示に従い移転すること。